

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（定期大会特集号） 2023年7月31日 NO.644

第34回東学定期大会、 対面形式と書面審議形式との併用で開催

東学は、7月28日すみだ産業会館で、第34回定期大会を開催しました。第1部を地区交流集会、第2部を定期大会、第3部を懇親会として開催しました。大会代議員の選出が困難な組織事情があるため、対面形式に書面審議形式を併用して開催しました。2023年度運動方針（案）、役員補償について（案）、一般会計予（案）・特別会計予算（案）が、採決と投票で、全て可決・決定されました。

岸田政権の実像とは

岸田政権は、昨年12月安全保障関連3文書を改定し、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を決定しました。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に便乗して、緊急事態条項の新設や敵基地攻撃能力の保有、防衛費の対GDP比2%以上、核共有など、危険な議論が行われています。先の国会では、衆議院では15回、参議院では7回もの憲法審査会が開催されています。原発政策でも、再稼働、建て替えや運転期間の延長を方針化しました。電力の安定供給の確保や脱炭素社会の実現を口実に、原発の新規建設や40年を超える運転を認める大転換が行われています。日本は、地震や津波、火山など自然災害が多く、原発はふさわしくありません。従来の方針からの大転換です。岸田政権は、憲法を改正しないで、憲法を改正したと同じような政策を次々と進めています。「軽武装・経済重視」のハト派ではなく、安倍政権以上のタカ派です。

異次元の少子化対策は、的外れ

児童手当の拡充など、岸田政権は少子化対策を打ち出しました。しかし、政策の多くは既に生まれている子どもに対する政策で、結婚できない、子どもを持たない若者に対する対策とはなっていません。低賃金の非正規雇用や出会いの持てない長時間労働など、子どもを持つ以前の若者に対する対策とはなっていません。莫大なお金をかけても、的外れです。

東京都の2023年度予算

小池都知事は、少子化対策を最大の課題として位置付け、「少子化対策は、国が戦略的に取り組むべき課題だが、もはや一刻の猶予もない。都として、国に先駆ける形で、総合的な対策を講じる」と述べ、「都内在住の0歳から18歳までの子どもに所得制限を設けずに一人当たり月額5,000円現金給付1,261億円」を予算化しました。

働き方「改革」を理由とした「仕事の押しつけ」

都教委や区市町村教委によって、給食会計等の公会計化やタイムレコーダーの導入、共同実施や標準的職務の作成、学校閉庁日、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、学校マネジメント強化モデル事業等の様々な施策が行われています。しかし、まだまだ不十分です。教員の負担軽減のためには、教職員定数の改善や持ち時間の軽減などの業務の

大幅な削減などが必要です。国が定める上限時間（月45時間）を超える教員が、依然として多く存在しています。

学校の働き方改革を理由として、事務職員に、それまで教員が担っていた学校徴収金等の業務を「押し付け」ようとする動きがあります。警戒が必要です。

組織の拡大と強化を全力で取り組みます

- 今まで以上に1人ひとりの組合員の要求・意見をくみ取り、「顔の見える関係」「声が聞こえる関係」をつくりあげます。
- 組合員の意識状況を踏まえた、要求と運動を作り上げます。組合員の意識が多様であることを前提に、労働組合本来の役割である、賃金・労働条件の改善や異動などの諸課題を取り組みます。
- 志は大きく 全都の学校事務職員の要求を代弁する取り組みを行います。数は少なくとも、志は大きく、全都の事務職員の要求を代弁する組合をめざします。
- 組織拡大（組合員を増やすこと）と役員の担い手（後継者）を育成することが、きわめて重要です。労働条件の改善の取り組みはもちろん、異動希望の実現、仕事の面倒を見ることから始まり、意思疎通を図りあい、共有します。

東京型の「学校事務の共同実施」に反対します

共同実施の導入について都教委は2012年度に「10年間で全都展開、義務制の都費正規事務職員を半減させる」と発言しましたが、過去4年間に新たな地区への導入は行っていません。2022年度までに共同実施を導入した地域は2区8市（江東区・墨田区・清瀬市・東村山市・立川市・小金井市・国分寺市・狛江市・武蔵村山市・多摩市）に止まっています。しかし、定数削減は12年間で81名に達しました。4年間も新規導入地区がないということは、それだけ問題の多い制度です。

教育の無償化を目指し、学校徴収金の公会計化・適法化を

公教育の無償化実現に向けたステップとして、当面は教育費の財源確保、無償化を視野に入れた給食費の公会計化、学校徴収金の会計処理制度の適正化を求めます。私費会計はそれ自体が地方自治法第210条（総計予算主義の原則）及び地方自治法第235条の4第2項（現金及び有価証券の管理）に違反した不適切・違法な処理でありその「仕事」にたずさわることが「職務専念義務違反」となります。文部科学省は、2019年7月31日「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」を通知しました。給食費の「公会計化を促進」し、徴収・管理を学校ではなく、「地方公共団体が自らの業務」として行うことを求めています。給食費の無償化の流れは、23区中19地区にまで広がっています。無償化のやり方は各自治体で様々です。

5年後・10年後の自治体労働者（学校事務労働者）

少子高齢化と人口減少により、行政ニーズの増大と自治体財政への悪影響、それに基づく職員数削減への圧力などが、今後の自治体に影響を与えます。人工知能、情報技術、ロボットの発展・導入により「従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組み」「ロボティクスが処理できる事務作業は全てロボティクスによって自動処理するスマート自治体への転換」などの提言もあります。ロボティクスの導入によって、学校事務という職がなくなってしまう、という民間調査もあります。東京都における学校事務の将来をしっかりと見据えた上で、いかに学校で生き残っていくのか、探っていきます。